

# 建築士事務所登録と変更等の手続き

令和元年12月 更新

- 1 建築士事務所の登録とは（建築士法第23条）
- 2 登録（新規及び更新）の申請手続き  
（1）登録申請者が「法人」の場合  
（2）登録申請者が「個人」の場合
- 3 変更の届出（建築士法第23条の5）
- 4 廃業等の届出（建築士法第23条の7）
- 5 建築士事務所登録証明及び登録簿等の閲覧
- 6 管理建築士の専任（建築士法第24条第1項）
- 7 設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6、同法施行規則第20条の3）
- 8 標識の掲示（建築士法第24条の5、建築士法施行規則第22条（第7号様式））
- 9 申請書類等の入手方法について
- 10 様式の記入例

**注意** 建築士事務所の申請書等の提出は、直接、一般社団法人富山県建築士事務所協会に提出してください。

## （担当窓口）

富山県指定事務所登録機関

一般社団法人富山県建築士事務所協会

〒930-0094 富山県富山市安住町7番1号 富山県建築設計会館2階

電話 076（442）1135

## 登録申請等の受付及び相談の日時

土曜・日曜・祝日・正月盆休みを除く下記の時間。

受付時間 9時00分～17時00分

## 1 建築士事務所の登録とは (建築士法第 23 条)

次の方は、建築士法第 23 条の定めるところにより、建築士事務所の登録を受けなければなりません。

- (1)他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等**\*を行うことを業としようとする建築士の方
- (2)建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等**を行うことを業としようとする方

※**設計等**とは、次の業務を言います。

- ①建築物の設計
- ②建築物の工事監理
- ③建築工事契約に関する事務
- ④建築工事の指導監督
- ⑤建築物に関する調査または鑑定
- ⑥建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理

\* 登録は、建築士事務所が所在する**都道府県**で登録を受けなければなりません。

\* 登録の有効期間は、**5年間**です。

\* 無登録業務は禁止されています (建築士法第 23 条の 10)。無登録で報酬を得て設計等を業として行った場合は、懲役又は罰金に処されます (建築士法第 38 条)。

\* 申請者が建築士法第 23 条の 4(登録の拒否)各項に該当する場合は、登録できないことがあります。

\* 建築士事務所は、建築士法第 24 条に定める、専任の建築士が管理をしなければなりません。  
また、建築士事務所を管理する建築士 (以下「管理建築士」という) が不在となった場合は、**30 日以内に廃業の届出を提出**しなければなりません。

\* 開設者には、建築士法により、設計等の業務に関する報告書の提出、再委託の制限、帳簿・図書の保存、標識の掲示、書類の閲覧、設計・工事監理契約の際の重要事項の説明、書面による契約締結等が義務付けられています。

\* 個人が開設した建築士事務所の場合、**開設者を変更することはできません**。

\* 建築士事務所登録の**申請及び変更等の届出**は、直接、(一社)富山県建築士事務所協会に書類を持参して提出してください (**郵送等は不可**)。

## 2 登録（新規及び更新）の申請手続き

### \* 手続きの流れ

富山県建築士事務所協会へ申請書等提出 ⇒ 手数料納入 ⇒ 受理 ⇒ 審査 ⇒ 登録 ⇒ 登録の通知

※ 新規申請の登録については、通常、申請書受理後 5 日から 10 日間程度の期間を要します

### \* 登録手数料

(一社)富山県建築士事務所協会内の「受付窓口」で現金納付となっています。

一級建築士事務所 17,000 円

二級建築士事務所・木造建築士事務所 12,000 円

\* 更新の申請は、**有効期間満了の前日 30 日までに**しなければなりません(建築士法施行規則第 18 条)。

(一社)富山県建築士事務所協会では**満了日の 2 ヶ月前から**受け付けております。なお、更新の手続きをしない場合は、登録が抹消されます。

\* 更新の登録を申請する際、申請内容（建築士事務所の所在地・開設者名・役員名等）が、登録されている内容と異なる場合は、**変更届を提出してから更新の手続き**をしてください。

### (1) 登録申請者が「法人」の場合

	提出書類	摘要	提出部数	
申請書類	①建築士事務所登録申請書 (実印)	法人で代表者印に会社名が入っていない場合は、法務局の印鑑証明が必要です。 <b>注 1</b>	正・副各 1 部	
	②所属建築士名簿 (第二面)	管理建築士を筆頭に、所属建築士を全員記入。		
	③役員名簿 (第三面)	登録上の代表者を筆頭に、役員全員を記入。 <b>注 3</b>		
	④業務概要書 (イ)	新規申請の場合は不要。 <b>注 4</b>		
	⑤略歴書 (登録申請者) (ロ) (認印)	申請者個人の印を捺印してください。		
	⑥略歴書 (管理建築士) (ロ) (認印)	管理建築士個人の印を捺印してください (登録申請者が兼ねる場合は不要)。		
	⑦誓約書 (ハ) (実印)	記名捺印 (代表者印) するか、申請者本人が署名してください。		
	⑧定款の写し	<b>注 5</b>		
確認資料	⑨商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	3 ヶ月以内のもの。(コピーでも可)	正 1 部	
	⑩建築士事務所の付近見取り図	住宅地図等のコピーでも可		
	管理建築士	⑪建築士免許証 (証明書) の写し		正・副各 1 部
		⑫専任証明	<b>注 6</b>	
		⑬管理建築士講習修了証の写し	<b>注 8</b>	
⑭定期講習修了証の写し		受講していた場合のみ提出。 <b>注 9</b>		

(2) 登録申請者が「個人」の場合

	提出書類	摘要	提出部数	
申請書類	①建築士事務所登録申請書	認印で可。 <b>注2</b>	正・副各1部	
	②所属建築士名簿（第二面）	管理建築士を筆頭に、所属建築士を全員記入。		
	③業務概要書（イ）	新規申請の場合は不要。 <b>注4</b>		
	④略歴書（登録申請者）（ロ）	申請者個人の印を捺印してください。		
	⑤略歴書（管理建築士）（ロ）	管理建築士個人の印を捺印してください（登録申請者が兼ねる場合は不要）。		
	⑥誓約書（ハ）	記名捺印（認印）するか、申請者本人が署名してください。		
確認資料	⑦建築士事務所の付近見取り図	住宅地図等のコピーでも可。	正1部	
	管理建築士	⑧建築士免許証（証明書）の写し	正・副各1部	
		⑨専任証明		<b>注7</b>
		⑩管理建築士講習修了証の写し		<b>注8</b>
		⑪定期講習修了証の写し		受講していた場合のみ提出。 <b>注9</b>

**注1** \* 建築士事務所の名称は**法人名だけでなく、その法人名の前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」**と入れてください。（更新申請の場合、既存の名称を記入してください。）

（例） 株式会社雷鳥建設一級建築士事務所、一級建築士事務所株式会社雷鳥建設

株式会社雷鳥建設富山支店一級建築士事務所、一級建築士事務所株式会社雷鳥建設富山支店

\* 登録申請者名には、法人の名称と代表者氏名を併記してください。なお、代表者は原則「業務を執行する権利」＝商法上の代表権を有する者です。

（例） 雷鳥建設株式会社

代表取締役 雷鳥 太郎 印 ← 印は「代表取締役印」

\* 同一法人で、建築士事務所を複数（支店や営業所など）設置して設計等を行う場合には、事務所ごとに登録が必要です。

**注2** 事務所の名称は**前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」**と入れてください。（更新申請の場合、既存の名称を記入してください。）

（例） 雷鳥太郎一級建築士事務所、一級建築士事務所雷鳥太郎

**注3** 役員名簿には、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）等を記入してください。

**注4** 更新申請の場合は、過去5年間に行った主な業務を最近のものから、所定の用紙1枚分記入してください。なお、記入する業務が無い場合は、「実績なし」等と記入してください。

**注5** 代表者が「原本の内容と相違ない」（最終ページ等の余白に「原本の内容と相違ない」の旨・法人名・代表者名、年月日の記載、及び法人実印を押印してください。）旨を証明したもので、事業目的に、建築士法第23条で定められている下記業務のいずれかについて記載されているものが必要です（例「建築物の設計・工事監理」）。記載されていない場合は、事業目的に追加又は変更して所轄法務局に届けてから登録申請してください。

- ・ 建築物の設計
- ・ 建築物の工事監理
- ・ 建築工事契約に関する事務に関する業務
- ・ 建築工事の指導監督に関する業務
- ・ 建築物に関する調査に関する業務
- ・ 建築物に関する鑑定に関する業務
- ・ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務

**注6** \*管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。

\*管理建築士の専任（常勤）を証明するものとして、次のような資料を提出してください。

- ・ 健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

\*出向の場合や他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談ください。

出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

\*管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。

**注7** \*管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。

\*管理建築士の専任（常勤）を証明するものとして、次のような資料を提出してください。

- ・ 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 管理建築士の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書の写し。

\*管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。

**注8** 修了証の交付をもって講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、**管理建築士の講習修了証の写し**を必ず添付してください。

**注9** 管理建築士が、定期講習（建築士法第22条の2）を受講しているときは、**「定期講習修了証」（直近のもの）」**の写しを添付してください。また、建築士事務所に所属する全ての建築士は、定期講習を滞りなく受講（建築士試験に合格した翌年度から3年を経過していない建築士を除く）し、その後3年度ごとに受講する必要があります。

### 3 変更の届出 (建築士法第 23 条の 5)

登録後、下表の変更事項に該当する場合(事務所登録申請書(第一面～第三面)の内容に変更があった場合は、建築士事務所登録事項変更届(以下、変更届という)を提出しなければなりません。下表にしたがって必要な書類を提出してください(提出部数2部とは正本1部、副本1部となります)(正副とも押印をしてください)。

法人の商号、所在地、役員、並びに代表者の変更等では、商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書等)で変更事項にかかる記載がされていることを確認してください。

なお、変更の届出の義務を怠ると、開設者は処分を受けることもありますので注意してください(建築士法第 26 条第 2 項第 3 号)。

#### (変更届の提出期限)

- ・所属建築士の変更 : 変更日より **3ヶ月以内**
- ・上記以外 : 変更日より **14日以内**

#### (提出先・方法)

原則として、(一社)富山県建築士事務所協会に直接持参

提出書類	建築士事務所				開設者				管理建築士 <b>注 3</b>	所属建築士	提出部数	
	名称		所在地		個人	法人						
	個人	法人	個人	法人	氏名の変更 <b>注 1</b>	商号・所在地等	代表者名 <b>注 2</b>	役員就任・退任等				
建築士事務所登録事項変更届 <b>注 4</b>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	正・副各1部	
所属建築士名簿(別紙2) <b>注 5</b>										○		
役員名簿(別紙1) <b>注 6</b>							○	○				
略歴書(登録申請者)(ロ)					○		○					
略歴書(管理建築士)(ロ)									○			
誓約書(ハ)					○		○				正1部	
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書等、3ヶ月以内発行のもの)(コピーでも可)		○		○		○	○	○				
建築士事務所の付近見取り図(住宅地図等のコピーでも可)			○	○								
管理建築士に関する書類	建築士免許証(証明書)の写し									○		正・副各1部
	専任証明(管理建築士の専任《常勤》を証明するもので、事業者名が記載された健康保険被保険者証の写し・雇用保険被保険者証の写し・住民税の特別徴収税額通知書の写し等。) <b>注 7</b>									○		
	管理建築士講習修了証の写し <b>注 8</b>									○		
	定期講習修了証の写し(管理建築士が、定期講習を受講したとき) <b>注 9</b>									○		

- 注1** 個人建築士事務所の場合、開設者の変更はできません。また、改姓等による氏名の変更があった場合は、変更の届出が必要です。
- 注2** 事務所登録上の代表者であって、代表者を退任等し、同時に、業務執行をする役職を退任等した場合には、代表者変更と併せて役員変更が必要です。（例えば、株式会社で、事務所登録上の代表者が代表取締役を退任等し、同時に、取締役も退任等した場合等）
- 注3** 管理建築士の氏名変更（改姓・改名）の場合は、免許証の変更後、次の書類を提出してください。
- ・ 建築士事務所登録事項変更届（2部）
  - ・ 氏名変更後の建築士免許証の写し（2部）
- なお、氏名の変更等、建築士免許証の登録事項（記載事項）及び住所等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、一級建築士の場合は住所地の都道府県へ、二級建築士・木造建築士の場合は登録してある都道府県に変更届を提出しなければなりません。
- 注4** 代表者を変更した場合等の変更届は、**変更後の代表者名**で届出してください。
- 注5** 所属建築士の変更対象者は、当該所属事務所に新たに加わった者、削除した者のほか、既登録済の所属建築士が、改姓や改名で変更した場合、「木造」→「二級」→「一級」の級種が変更した場合にも適用となります。
- 注6** ＊ 役職名の変更（組織上の役職名は、除きます。）の場合には、個別に窓口にご相談してください。  
＊ 業務執行をする役職に就任し、同時に、代表者に就任後、事務所登録上の代表者となる場合には、役員変更と併せて代表者の変更が必要です。（例えば、株式会社で、新たに取締役に就任し、当該取締役が代表取締役に就任後、事務所登録上の代表者となる場合等）
- 注7** ＊ 管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。  
＊ 出向の場合や他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談ください。  
出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。  
＊ 管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。
- 注8** 修了証の交付をもって講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、**管理建築士の講習修了証の写し**を必ず添付してください。
- 注9** 管理建築士が、定期講習（建築士法第22条の2）を受講しているときは、「**定期講習修了証**」（**直近のもの**）の写しを添付してください。所属事務所に所属する全ての建築士は、定期講習を滞りなく受講（建築士試験に合格した翌年度から3年を経過していない建築士を除く）し、その後3年度ごとに受講する必要があります。

## 4 廃業等の届出 (建築士法第 23 条の 7)

次の表の①～⑤までの一つに該当することになった場合は、届出者は**30 日以内**に廃業届を提出しなければなりません。**建築士事務所廃業等届 (2 部)**のほか、下表中の書類を提出してください。

該当者事項	届出者	提出書類
①建築士事務所の開設者が、その業務を廃止したとき	開設者であった者	・廃業等届書 (2 部) ・登録申請書副本 ・建築事務所登録 (更新)通知書
②建築士事務所の開設者 (個人の場合) が死亡したとき	その相続人	
③建築士事務所の開設者が破産をしたとき	その管財人	
④法人が合併により解散したとき	その役員であった者	
⑤法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき	その清算人	

\* 建築士事務所の廃業等の届出書類は、直接、**(一社)富山県建築士事務所協会**に持参して提出してください。**(郵送可。ただし、返信用封筒を同封のこと。)**

\* 次の場合、従前の登録を廃業して、新規に登録し直してください。

- ・ 個人の事務所から法人の事務所、又は逆の場合。
- ・ 二級又は木造の事務所から一級の事務所、又は逆の場合。
- ・ 他都道府県へ事務所を移転する場合 (新規登録は移転先の都道府県で行なってください)。
- ・ 個人建築士事務所の場合、開設者を変更することはできませんので (氏名の変更を除く)、この場合は、従前の建築士事務所を廃業し、新規に登録をしてください。

\* 開設者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから、廃業の届け出をしてください。

\* **管理建築士が不在となった場合は、すみやかに**廃業の届出**をしてください。**

## 5 建築士事務所登録証明及び登録簿等の閲覧

### (1) 登録簿証明書

建築士事務所登録証明書が必要な方は、「建築士事務所登録証明願」(第 5 号様式)に、あらかじめ記入のうえ、窓口に提出してください(英文の登録証明書が必要な場合は、あらかじめご相談ください)。

- ・ 法人の場合は、開設者氏名欄に会社名と代表者名等を記入してください。
- ・ 証明手数料は 1 通につき 450 円です。現金でお持ちください。

### (2) 登録簿等の閲覧 (建築士法第 23 条の 9)

#### (ア) 建築士事務所の登録簿の閲覧

現在有効な富山県知事登録を受けている建築士事務所の登録簿は、閲覧ができます。閲覧が必要な方は、「建築士事務所登録閲覧申請書」(第 10 号様式)に必要な事項を記入のうえ、窓口に提出してください。



### (イ) 設計等の業務に関する報告書の閲覧

現在有効な富山県知事登録を受けている建築士事務所が毎事業年度経過後三ヶ月以内に提出する設計等の業務に関する報告書を閲覧することができます。閲覧が必要な方は「建築士法第 23 条の 6 に規定する設計等の業務に関する報告書閲覧申請書」(第 11 号様式)に必要事項を記入のうえ、窓口に提出してください。

### (ウ) 閲覧手数料

閲覧に掛かる手数料は無料です。

## 6 管理建築士の専任 (建築士法第 24 条第 1 項)

管理建築士とは、建築士として 3 年以上の設計等の業務 (建築士法施行規則第 20 条の 5) に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者であり、建築士事務所を管理する建築士として、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括します。一級建築士事務所は専任の一級建築士が、二級建築士事務所は専任の二級建築士が、木造建築士事務所は専任の木造建築士が管理することになっています。

専任とは、**事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う**ことであり、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。

\*管理建築士は、複数の建築士事務所の管理建築士及び所属建築士となることができません。

\*派遣労働者は、管理建築士にはなれません。

\*原則として、次の場合は管理建築士にはなれません。

① 他の法令により、専任が義務づけられている者 (建設業の専任技術者、専任の宅地建物取引主任者等については兼任を認める場合がありますので、登録窓口にご相談ください。)

② 他の営業等について専任に近い状態にある者

③ 住所と事務所所在地が遠距離で、常識上通勤不可能な者

**管理建築士のいない建築士事務所**は登録要件を欠くので**登録できません**。また、**建築士の名義借り**又は**名義貸しは禁止**されています (建築士法第 24 条の 2)。これらの事実がある場合は、開設者及びその建築士に対して、建築士事務所登録の取消や建築士免許の取消等の処分が行われることとなります (建築士法第 10 条、第 26 条、第 38 条)。

## 7 設計等の業務に関する報告書 (建築士法第 23 条の 6、同法施行規則第 20 条の 3)

開設者は、事業年度ごとに建築士法第 23 条の 6 及び建築士法施行規則第 20 条の 3 の規定により定める事項 (第六号の二書式) を提出しなければなりません。

詳しくは、(一社)富山県建築士事務所協会のホームページ掲載の「設計の業務に関する報告 (業務報告) 作成手引き」をご覧ください。

## 8 標識の掲示 (建築士法第 24 条の 5、建築士法施行規則第 22 条 (第 7 号様式))

開設者は、建築士事務所において、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません。

標識の大きさは、縦 25cm 以上、横 40cm 以上で、記載内容は、建築士事務所の名称及び一級・二級・木造の別、登録番号、開設者名、管理建築士名、登録の有効期間等を記載しなければなりません。

標識はご自分で作成するか (一社)富山県建築士事務所協会等でご購入ください。

○法人の場合の例

雷鳥建設株式会社一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 富山県知事登録第 (●) . . . . 号
開 設 者	雷鳥建設株式会社 代表取締役 雷鳥太郎
管理建築士	一級建築士 雷鳥次郎
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

25cm 以上

40cm 以上

○個人の場合の例

雷鳥太郎一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 富山県知事登録第 (●) . . . . 号
開 設 者	雷鳥太郎
管理建築士	一級建築士 雷鳥次郎
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

25cm 以上

40cm 以上

## 9 申請書類等の入手方法

このホームページで申請書類等を入手できます。また、窓口でも販売しています。

(販売窓口)

一般社団法人富山県建築士事務所協会

住所 〒930-0094 富山県富山市安住町 7 番 1 号 富山県建築設計会館 2 階

電話 076-442-1135

# 10 様式の記入例

## (1) 建築士事務所登録申請書

富事協様式第1号 (用紙A4)

正
副

### 建築士事務所登録申請書

(第一面)

※登録手数料

1級	¥ 17,000-
2級	¥ 12,000-
木造	¥ 12,000-

〔記入注意〕 丸でかこむ

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

建築士事務所の登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は

- 法人の場合、登録申請者氏名欄には法人の名称と代表者氏名を記入。
- 代表者は商法で規定された代表権を有する者とする。
- 自署で記載を行う場合には、押印の省略可。

令和 年 月 日

書類を提出する日を記入

登録申請者氏名 印

富山県指定事務所登録機関  
一般社団法人富山県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所	ふりがな				
	名称				
	所在地	〒 - ( ) -	ドロップダウンから選ぶ		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所			
登録申請者	個人であるとき	ふりがな		建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>
		氏名			二級建築士 <input type="checkbox"/>
	住所	〒 - TEL ( ) -	商業登記簿謄本のとおり法人名称を記入		
	法人であるとき	ふりがな			木造建築士 <input type="checkbox"/>
名称				なし <input type="checkbox"/>	
	事務所所在地	〒 - TEL ( ) -			
建築士事務所を管理する建築士	ふりがな		登録番号		
	氏名				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	建築士	登録を受けた道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	管理建築士講習を	平成 年 月 日	修了証番号		
	元号を選ぶ	令和			
現在の登録年月日及び登録番号		平成 00 年 00 月 00 日			
		富山県知事登録 ( 00 ) 第 0000 号			※番
新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input type="checkbox"/>	※登録年月日及び登録番号	令和 年 月 日	更新登録の場合は、更新前(現在)の内容を記入	
		富山県知事登録 ( ) 第			
※しるしのある欄は記入しない					
本届出書の作成者			氏名 :		
			TEL :		
副本返却連絡者			氏名 :		
(作成担当者以外の場合のみ)			TEL :		

(第二面)

## 所属建築士名簿

[記入注意]

- 1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 一級建築士は「一級」、二級建築士は「二級」、木造建築士は「木造」と記入してください。
- 3 構造設計一級建築士は「構造」、設備設計一級建築士は「設備」と記入してください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 にあって は、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
とやま じろう 富山 次郎	一級	第99999号		構造設計 一級建築士	第3333号
たてやま さぶろう 立山 三郎	一級	第88888号		設備設計 一級建築士	第2222号
じょうはな たてこ 城端 建子	一級	第77777号			
やつお ごろう 八尾 五郎	二級	第66666号	富山県		
しょうがわ すみこ 庄川 住子	木造	第1234号	富山県		
<b>講習修了証番号(例 第〇〇A〇-〇〇〇〇〇N号)ではなく、 構造設計一級建築士証 または 設備設計一級建築士証番号 (例 第〇〇〇号)を記入</b>					
<b>別紙の有無をチェック。 所属建築士の人数が多く、記載しきれない場合は「有」に チェックを入れ、この第二面を別紙として活用する。</b>					
(備考)	別紙 有 <input type="checkbox"/>			一級建築士	3 名
	無 <input checked="" type="checkbox"/>	合計	5 名	二級建築士	1 名
				木造建築士	1 名
				構造設計一級建築士	1 名
				設備設計一級建築士	1 名
<b>建築士の種類ごとの人数を記入</b>					

(第三面)  
役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日
らいちょう たろう 雷鳥 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	代表取締役	明治 大正 25 年 2 月 5 日 昭和 平成
らいちょう いちろう 雷鳥 一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	取締役	明治 大正 52 年 5 月 8 日 昭和 平成
たてやま さぶろう 立山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	取締役	明治 大正 33 年 3 月 3 日 昭和 平成
いみず ななみ 射水 七美	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	執行役	明治 大正 30 年 5 月 3 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が法人の場合は、その全ての役員について、 氏名（漢字）、氏名のふりがな、性別、役名、生年月日を必ず記入してください。</li> <li>・ 開設者以降は、商業登記簿謄本の記載順に記入いただきますようお願いします。</li> </ul> </div>			
	女		昭和 平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	男 ・ 女		明治 大正 年 月 日 昭和 平成
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			

別紙の有無をチェック。  
役員的人数が多く記載しきれない場合は、  
「有」にチェックを入れ、この第三面を別  
紙として活用する。

添付書類（ロ）

申請登録者または管理建築士にチェック

# 略 歴 書

登録申請者  
管理建築士

該当するものに○を付けてください。

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合

＜登録申請者が個人の場合＞

氏名のふりがなや性別を記入する欄はありませんが、受付時にヒアリングさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

氏 名		雷鳥 太郎	印	生年月日	昭和 25 年 2 月 5 日
建築士の資格		<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 構造士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 号	<input type="checkbox"/> 登録を受けた都 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 建設士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別	
	昭和 48 年 3 月 31 日	劔大学 経済学部 経営学科		卒業	
職 歴	期 間 年 月～ 年 月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	平成 7 年 4 月 ～ 現在	株式会社雷鳥建設		代表取締役	
	昭和 48 年 4 月 ～平成 7 年 3 月	株式会社 つるぎ銀行		営業係長	

自署で氏名の記載を行う場合には、押印の省略可

- ・ 上の段から順に、直近のものを記入してください。
- ・ 空白の期間がないよう記入してください。建築に関係ない勤務先に勤めている場合や無職等の場合にも、その旨を記載してください。

添付書類（ロ）

申請登録者または管理建築士にチェック

# 略 歴 書

登録申請者  
管理建築士

該当するものに○を付けてください。

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営としてください

自署で氏名の記載を行う場合には、  
押印の省略可

氏 名		富山 次郎		印	生年月日	昭和 27 年 1 月 1 日
建築士の資格		<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し	登録 番号	第 99999 号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科		卒業		
	昭和 50 年 3 月 31 日	劔大学 工学部 建築学科		卒業		
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名		
	年 月 ～ 年 月					
	平成 12 年 4 月 ～ 現在	株式会社雷鳥建設		設計課長・管理建築士		
	昭和 61 年 10 月 ～平成 12 年 3 月	かがやきハウス株式会社		設計係長		
	昭和 50 年 4 月 ～昭和 61 年 9 月	はくたか一級建築士事務所		設計主任		

一級建築士の場合は空欄にしておく

- ・ 上の段から順に、直近のものを記入してください。
- ・ 空白の期間がないよう記入してください。建築に関係ない勤務先に勤めている場合や無職等の場合にも、その旨を記載してください。

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

印

（署 名）

富山県指定事務所登録機関  
一般社団法人富山県建築士事務所協会

登録申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）  
の記載を自署で行う場合には、押印の省略可

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。



(2) 建築士事務所登録事項変更届書

富事協様式第3号

正	副
---	---

一級建築士事務所  
二級建築士事務所  
木造建築士事務所

登録事項変更届

「届出者」欄には、現在(変更)の内容を記載すること。

次のとおり(同条第2条) 事務所の級別をチェック 変更がありましたので、建築士事務所を登録します。

令和 2 年 5 月 15 日

注1 届出者  
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

ライチョウ株式会社

代表取締役 雷鳥 太郎

印

書類を提出する日を記載

建築士協会会長 殿

注1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄は変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。

注2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。

注3 変更前の事務所名を記載すること。のみ記入してください。

建築士事務所	建築士事務所の名称 注2	株式会社雷鳥建設一級建築士事務所		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級・二級・木造	建築	事務所の級別・元号をチェック
	登録年月日	平成	令和	年 月 日
	登録番号	富山県知事登録( ) 第 号		

項目	変更前	変更後	変更年月日	
注3 変更事項	建築士事務所の名称	ふりがな		
	建築士事務所の所在地	〒 000-0000 〇〇市□□□	〒 000-0000 〇〇市△△△	R1. 5. 10
	電話番号	000-000-0000	000-0	
	開設者の氏名又は称号・代表者名	ふりがな	ふりがな	
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1 「役員名簿」 のとおり		
	開設者の所在地	〒	〒	
	電話番号			
管理建築士	ふりがな たてやま たろう 立山 太郎	ふりがな つるぎ はなこ 剣 花子	R1. 5. 11	
所属建築士	別添2 「所属建築士変更事項」 のとおり			

変更のあった欄のみ  
変更前、変更後について  
記載すること。

「法人の役員」、「所属建築士」  
について、この欄は記載する必要はないが、別紙1や別紙2への記載が必要になる。

※ 変更事項によって添付資料が必要になりますので、ご提出前に必ず「手引き」で確認してください

本届出書の作成担当者	氏名 : 建築 良一
	TEL : 000-0000-0000
副本返却連絡先 (作成担当者以外の場合のみ)	氏名 :
	TEL :

## 役員名簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
らいちょう たろう 雷鳥 太郎	代表取締役	らいちょう たろう (男) 雷鳥 太郎	代表取締役	昭和 25 年 2 月 5 日
らいちょう いちろう 雷鳥 一郎	取締役	らいちょう いちろう (男) 雷鳥 一郎	取締役	昭和 52 年 5 月 8 日
たてやま さぶろう 立山 三郎	取締役	たてやま さぶろう (男) 立山 三郎	取締役	昭和 33 年 3 月 3 日
いみず ななみ 射水 七美	執行役	うなづき やちよ (女) 宇奈月 八千代	執行役	昭和 38 年 11 月 28 日
		男		年 月 日
		女		年 月 日
		男		年 月 日
		女		年 月 日
		男		年 月 日
		女		年 月 日
		男		年 月 日
		女		年 月 日
		男		年 月 日
		女		年 月 日

・ 申請者が法人の場合は、変更後の全ての役員について、  
 氏名（漢字）、氏名のふりがな、性別、役名、生年月日を必ず記入してください。  
 ・ 開設者以降は、商業登記簿謄本の記載順に記入いただきますようお願いいたします。

別紙の有無をチェック。  
 役員的人数が多く記載しきれない場合は、  
 「有」にチェックを入れ、この別紙 1  
 （役員名簿）を別紙として活用する。

(備考)

別紙 有  無

1. 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。  
 2. 記入欄が不足する場合は、別業に記載した書類を添付すること。

## 所属建築士名簿

### 1 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士 二級建築士 又は 木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名(二 級建築士又は 木造建築士の 場合)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあつ ては、そ の旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の 交付番号	所属した 年月日
あさひ まちこ 朝日 町子	二級	第123456号	富山県			平成27年7月11日
くろべ いちお 黒部 市男	二級	第654321号	東京都			平成27年7月12日
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新しく所属となった建築士を記載</div>						

### 2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士 二級建築士 又は 木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名(二 級建築士又は 木造建築士の 場合)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあつ ては、そ の旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の 交付番号	所属を外れた 年月日
とやま じろう 富山 次郎	一級	第99999号		構造設計 一級建築士	第3333号	現行
たてやま さぶろう 立山 三郎	一級	第88888号		設備設計 一級建築士	第2222号	現行
じょうはな たてこ 城端 建子	一級	第77777号				現行
やつお ごろう 八尾 五郎	二級	第66666号	富山県			平成27年7月10日
となみ すみこ 砺波 住子 (旧姓 庄川)	二級 (木造)	第55555号 (第1234号)	富山県 (富山県)			現行
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">退職した建築士 及び 現行の建築士を記載</div>						
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">現行の所属建築士で、旧姓や建築士免許の級種が変更となれば、その旨も記入</div>			<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">前回の所属建築士の申請から現在も所属している建築士については「現行」等と記載</div>			

(備考)

別紙 有   
無

変更前

一級建築士	3	名
二級建築士	1	名
計 木造建築士	1	名
構造設計一級建築士	1	名
設備設計一級建築士	1	名

変更後

一級建築士	3	名
二級建築士	2	名
計 木造建築士	1	名
構造設計一級建築士	1	名
設備設計一級建築士	1	名

1 名簿に収まりきれない場合は、エクセルの別シート「新たに所属建築士となった者」を活用してください。

変更前と変更後の建築士数を記載

2. 記入欄が不足する場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

## (参考)

その他建築士事務所の規定については、富山県土木部建築住宅課のホームページにある「建築士事務所を運営していく上での注意事項について」ページ欄、又は建築士法及び同法施行規則を併せてご参照ください。

参考 URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1507/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/)